

新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先
感染症外来協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○HEPAフィルター付空気清浄機 (基準額:880,000円) ○HEPAフィルター付パーティション (基準額:200,000円) ○个人防护具 (基準額:3,550円) 	1/2	間接補助(都道府県) ※国から都道府県に対する補助事業であり、 <u>都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。</u>
新型インフルエンザ患者入院医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○初度設備費 (基準額:130,000円) ○人工呼吸器 (基準額:2,160,000円) ○个人防护具 (基準額:3,550円) ○簡易陰圧装置 (基準額:4,200,000円) ○簡易ベッド (基準額:50,000円) 		

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要望事項

国庫補助制度を活用し、市内の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備を支援するよう要望する。

■ 要望の背景

- 新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれがある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、平成25年4月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。
- 同法に基づく政府行動計画等において、都道府県は新型インフルエンザ等対策を実施する中心的な役割を担うものとされています。国は医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けており、他の都道府県では、当該補助制度を活用し、医療機関に対して新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備を支援していると伺っています。
- 本市にあっても、新型インフルエンザ等による健康被害から市民を守るための医療体制整備を急いでいるところであり、市内の医療機関からも、積極的に協力する旨の申し出を受けています。このため、神奈川県においても、早急に当該補助制度を活用し、医療機関が必要とする医療資器材の整備を支援されるよう要望します。

■ 効果等

- 県からの医療資器材の整備支援により、市内の医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の初期診療から入院までの医療体制が強化され、まん延に伴う市民の健康被害の低減化を図ることができます。

本市における新型インフルエンザ等の医療体制整備に協力の申し出があった医療機関

- ※ 平成25年9月末日現在 10施設
- ※ 政府ガイドラインでは、帰国者・接触者外来を担う医療機関について、人口10万人に1か所程度を整備することとしているため、今後も市内の医療機関に対して、協力をお願いしていく。

医療機関で必要とされる主な医療資器材等

- 人工呼吸器等
- 个人防护具(ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等)
- サージカルマスク、手袋、消毒薬等